

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課）

制 度 名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長	
税 目	法人税、所得税 （・沖縄振興特別措置法 第 36 条、第 37 条 ・租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条、 第 68 条の 13、第 68 条の 27 ・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 39 条の 43、第 39 の 56 ・租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 20 条の 16、 第 22 条の 26、第 22 条の 37）	
要 望 の 内 容	<p>【延長要望】 産業高度化・事業革新促進地域において、以下の課税の特例の 2 年間延長を要望する。</p> <p>( 1 ) 投資税額控除（法人税）                  ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。                  ア．機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：15%                  イ．建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：8%                  ・控除額限度は法人税額の 20%、繰越税額控除 4 年、取得価額上限は 20 億円</p> <p>( 2 ) 特別償却（法人税、所得税）                  ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、法人税額（または所得税額）から償却できる。                  ア．機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：34%                  イ．建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：20%                  ・取得価額上限は各事業年度当たり合計 20 億円</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 ( 303 百万円) ( - 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p><b>政策目的</b></p> <p>沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。</p> <p>このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p><b>施策の必要性</b></p> <p>沖縄県は、上述のような優位性・潜在性を有する一方で、本土から遠隔にあること、長期間我が国の施政権外に置かれた歴史的事情を有することなどから、産業立地先としての不利性や経済構造上の脆弱性も有している。</p> <p>このため、政府としても、産業高度化・事業革新促進地域における税制措置等により、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資・研究開発等を促すことで、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るなど、沖縄における産業振興を側面支援してきたところ。</p> <p>これらの取組もあり、近年、バイオベンチャー企業の増加や沖縄科学技術大学院大学（OIST）等の先端的な研究機関と企業との共同研究の動きがみられるなど、イノベーション創出に向けた環境整備が進んでいる一方、県内総生産に占める製造業の割合は平成27年度5.0%（全国平均は20.4%）と、製造業等の基盤は引き続き脆弱な状況であることから、今後もより一層の振興が必要な状況と考えられる。</p> <p>そのため、産業高度化・事業革新促進地域の延長により、引き続き対象産業の振興を図る。</p>									
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="539 1182 715 1384"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="715 1182 1487 1384"> <p>中小企業・地域経済 地域産業</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1384 715 1608"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="715 1384 1487 1608"> <p>1. 達成目標 ・沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）の増加</p> <p>2. 測定指標 ・税を活用した企業数の増加 ・税を活用した設備投資額の増加</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1608 715 1742"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="715 1608 1487 1742"> <p>平成33年3月31日までの2年間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1742 715 2143"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="715 1742 1487 2143"> <p>1. 達成目標 平成33年度までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる。</p> <p>2. 測定指標 平成33年度 ・税を活用した企業数 92社 ・税を活用した設備投資額 360億円</p> <p>本地域制度は沖縄振興特別措置法に基づきことから、目標達成時期を同法期限と合わせて平成33年度とする。 達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 地域産業</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>1. 達成目標 ・沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）の増加</p> <p>2. 測定指標 ・税を活用した企業数の増加 ・税を活用した設備投資額の増加</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成33年3月31日までの2年間</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>1. 達成目標 平成33年度までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる。</p> <p>2. 測定指標 平成33年度 ・税を活用した企業数 92社 ・税を活用した設備投資額 360億円</p> <p>本地域制度は沖縄振興特別措置法に基づきことから、目標達成時期を同法期限と合わせて平成33年度とする。 達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 地域産業</p>									
<p>政策の達成目標</p>	<p>1. 達成目標 ・沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）の増加</p> <p>2. 測定指標 ・税を活用した企業数の増加 ・税を活用した設備投資額の増加</p>									
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成33年3月31日までの2年間</p>									
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>1. 達成目標 平成33年度までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる。</p> <p>2. 測定指標 平成33年度 ・税を活用した企業数 92社 ・税を活用した設備投資額 360億円</p> <p>本地域制度は沖縄振興特別措置法に基づきことから、目標達成時期を同法期限と合わせて平成33年度とする。 達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した</p>									

		沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）の目標値を用いることとする。												
	政策目標の達成状況	<p>平成 29 年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額（石油製品を除く）は 4,397 億円であり、H24 年以降増加傾向にあるものの、目標の 5,600 億円には達していない。</p> <p style="text-align: right;">（単位：億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24 年</th> <th>H25 年</th> <th>H26 年</th> <th>H27 年</th> <th>H28 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造品出荷額 （石油製品除く）</td> <td>3,707</td> <td>3,972</td> <td>4,147</td> <td>4,341</td> <td>4,397</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 29 年工業統計調査結果（沖縄県）</p>		H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	製造品出荷額 （石油製品除く）	3,707	3,972	4,147	4,341	4,397
	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年									
製造品出荷額 （石油製品除く）	3,707	3,972	4,147	4,341	4,397									
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で投資税額控除 25 件（3.5 億円）、特別償却 4 件（0.7 億円）の活用を見込む。												
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、企業の設備投資を活性化し、産業の高度化や事業創出に寄与する。												
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所税の資産割の課税標準の特例。</li> <li>・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。</li> </ul>												
	予算上の措置等の要求内容及び金額													
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係													
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るため、産業高度化又は事業革新に資する事業を対象として、投資を促進するものである。</p> <p>本特例措置を活用する、これらの企業に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。</p> <p>また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定等のスキームを通して、沖縄における産業高度化や事業革新、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。</p>												

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

(過去3年間の適用実績)

(単位: 件、百万円)

		H27 年度	H 28 年度	H 29 年度
投資税額控除	適用件数	27	20(31)	30(36)
	適用額	392	299[465]	505[540]
特別償却	適用件数	4	3(7)	7(8)
	適用額	46	18[119]	182[136]

(県税: 沖縄県による企業アンケート調査)

適用件数及び控除額欄における括弧内の数字は、前回要望時に見込んだ件数及び金額。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

(過去3年間の適用実績)

(単位: 件、百万円)

		H26 年度	H 27 年度	H 28 年度
投資税額控除	適用件数	31	27	20
	適用額	354	392	299
特別償却	適用件数	4	4	3
	適用額	86	46	18

根拠条文: 42 の 9、45、60、68 の 13、68 の 27、68 の 63

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

産業高度化・事業革新促進地域における租税特別措置は、平成 26 年度から平成 28 年度までの3年間で投資税額控除は約 10.5 億円、特別償却は約 1.5 億円が活用されている。  
当該活用を通じて、県内企業において開発力向上や事業創出等に資する設備投資が活性化し、当該設備投資によって、沖縄県のイノベーションの促進・ものづくり産業の振興に寄与した。

前回要望時の達成目標

平成 33 年度  
・税を活用した企業数 92 社  
・税を活用した設備投資額 360 億円

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

達成度

	平成 28 年度	平成 29 年度
本制度を活用した企業数	23 社	37 社
本制度を活用した設備投資額	3,253 百万円	5,982 百万円

平成 28 年度設備投資額については沖縄県調査(平成 30 年 6 月実施)  
平成 29 年度については、沖縄県調査(平成 30 年 6 月実施)。

前回要望時(平成 28 年度)の最新データである平成 27 年度実績では、本制度を活用した企業数が 25 社、設備投資額が 9,490 百万円であったが、平成 29 年度にはそれぞれ 37 社、5,982 百万円となっており、設備投資額は減少しているが、活用企業数は順調に推移している。

所期の目標の変更について  
沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画(沖縄 21 世紀ビジョン基本計画)において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画(沖縄 21 世紀ビジョン実施計画)において「製造品出荷額(石油製品を除く)」を成果指標として、各種施策を推進しているところである。  
本制度は企業の設備投資等を促進することで、製造業を中心とする産業高度化により民間主導の自立型経済の構築を図るものであり、上記目標フレームの達成に寄与するものであるから、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成 14 年度 ・産業高度化地域 創設 平成 19 年度 ・産業高度化地域 延長 平成 24 年度 ・産業高度化・事業革新促進地域 創設 ・産業高度化地域 廃止 平成 26 年度 ・産業高度化・事業革新促進地域 拡充 平成 29 年度 ・産業高度化・事業革新促進地域 延長</p>
-----------------------	--